

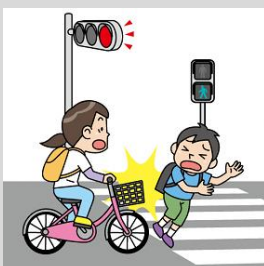
## 令和8年4月1日、自転車の「青切符」開始！

～知っておきたい！「命」と「財布」を守る制度変更～

### ①「青切符」とは何か？

比較的軽微な交通違反に「**交通反則告知書（青切符）**」を交付し、違反者が一定期間内に反則金を納めれば、刑事罰を科さない（いわゆる「前科」はつかない）制度です。この制度導入の背景には、自転車に関連する交通事故や自転車の交通違反の増加があります。

- 例）**信号無視** : 6,000円  
**車道右側通行** : 6,000円  
**一時不停止** : 5,000円



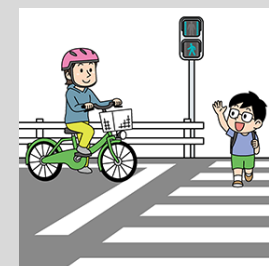
### ②何が「変わった」のか？

これまで自転車の交通違反については、重大な交通違反に対して「赤切符」を用いた刑事手続き（有罪となった場合は「前科」がつく）により処理されてきました。これからは、違反の内容や様態に応じて処理が分かります。

悪質・危険で、かつ重大な違反や事故を起こした時	<b>赤切符</b>
悪質・危険な違反（反則行為）をした時や実際に交通の危険を生じさせた時	<b>青切符</b>

### ③「すべきこと」は何？

自転車の「**基本的な交通ルール**」を遵守しましょう。青切符導入により変わったものは違反検挙後の処理方法であり、自転車の通行方法や交通違反の内容は変わっていません。「**少くなら大丈夫**」「**自分は交通事故にあうわけがない**」など、ちょっとした油断が命取りです。「**運転者**」としての自覚を持ち、自分のため、周りの人のために安全運転を心掛けましょう。



## 自転車安全利用五則

～守ろう！自転車の交通ルール～

- ①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用

交通ルール・マナーを「覚えて」「守って」交通事故を防ぎましょう。



自転車は「**軽車両**」という**車の仲間**です。原則は**車道の左側部分の左端**に寄って通行しましょう。歩道は「**歩行者優先**」です。**例外的に歩道**を通行する場合は、歩行者がいる時は、一時停止や自転車から降りて押し歩きをするなど思いやりを持った運転をしましょう。

